

森林の手入れを考えている方へ

森林の手入れには整備の内容によって、補助金を受けることができます。

まずは、最寄りの農林事務所などへご連絡ください。

間伐

スギ・ヒノキの一部を抜き切りします。
収益が上がる場合は、間伐した木材を搬出します。

<補助率>

68%

<費用・補助金の目安>

費用 562千円/ha

補助金 382千円/ha

負担金 180千円/ha



※高性能林業機械を利用した搬出間伐（50m³/ha~60m³/ha未満の場合）

植栽

皆伐跡地などにスギ・ヒノキ等を植栽します。

<補助率>

36~68%

(90%)

<費用・補助金の目安>

費用 865千円/ha

補助金 311~588千円/ha (778千円/ha)

負担金 554~277千円/ha (87千円/ha)



※スギ2,500本/ha再造林の場合。

() は次代へつなぐ森林再生事業に該当した場合。

下刈

植林後に下草刈りをします。

<補助率>

36~68%

(100%)

<費用・補助金の目安>

費用 208千円/ha

補助金 75~141千円/ha (208千円/ha)

負担金 133~67千円/ha (0千円/ha)



※ () は次代へつなぐ森林再生事業に該当した場合。

枝打ち

スギ・ヒノキを枝打ちします。



<補助率>

68%

<費用・補助金の目安>

費用 137千円/ha

補助金 93千円/ha

負担金 44千円/ha

※30年生以下で枝打高1m以上、枝下高2m以上の枝打ちの場合。

<注意>

○整備の種類ごとに要件がありますので、補助金を受けることができない場合があります。

○作業を林業事業体などへ依頼する場合には、さらに負担金が生じる場合があります。

○費用・補助金・負担金の目安は、令和2年時点の金額であり、森林経営計画の有無や林齢などの条件により変わることがあります。

○詳しくは、最寄りの農林事務所へお尋ねください。

※森林経営計画とは、森林所有者などが立てる間伐等の5年間の計画。伐採計画量等の基準が適合していれば、市町長から認定を受けることができます。

<連絡先>

佐賀中部農林事務所（佐賀市）	電話	0952-31-3284
東部農林事務所（神埼市）	電話	0952-55-9762
唐津農林事務所（唐津市）	電話	0955-73-9348
伊万里農林事務所（伊万里市）	電話	0955-23-6158
杵藤農林事務所（鹿島市）	電話	0954-63-5116
佐賀県林業課（佐賀市）	電話	0952-25-7131